

大和市告示第144号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示を解除した。

令和6年9月2日

大和市長 古谷田 力

1 避難のための立退きの指示を解除した地域

下鶴間、つきみ野三丁目から五丁目まで、中央林間八丁目、上草柳、下草柳、桜森一丁目及び二丁目、上草柳二丁目、深見、大和南二丁目、中央三丁目、草柳一丁目から三丁目まで、柳橋五丁目、福田七丁目、上和田、福田、代官二丁目並びに下和田のうち土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当する地域

2 避難のための立退きの指示を解除した日

令和6年9月1日